

## 成年後見人における課題 ---「医療同意」と「死後事務」について---

9/10/2013

北村社会福祉士事務所

代表 北村弘之

本年1月より、成年後見人の役目をいただき、現在任意後見人を含む4名の後見人を受任しております。まだ短い期間ですが、被後見人の入院時の「医療同意」と、亡くなったあとのご遺体の搬送、葬儀、納骨等の「死後事務」について、まだまだ社会的な制度が未整備ということを実感しましたので、私の所感を記してみたいと思います。

私がそもそも後見人を受任したのは、私の事業理念であります「一人は万人のため、万人は一人のため」ということが根底にあります。自分らしい生活がしたくともできない人が大勢おり、その一助になればという思いからです。

ご承知のように、後見人の役割は、認知症を患った方や知的障害の人など、自分で判断することが困難な方への社会制度(法律)です。具体的には、介護や医療の契約行為等の「身上監護」と、現預金の管理等を行う「財産管理」を法的な根拠に基づいて後見人が行うものです。しかも、本人の尊厳を図ると同時に、その人の最善を図るという権利擁護の配慮も必要です。例えば、本人がタバコを吸いたいということ「尊厳」とすると、健康を損ねるので止めた方がよいということが「最善」となり、これらは後見者にとって大変難しい判断になります。私は、このようなことは本人と、本人をとりまく関係者間の納得の範囲で判断するのがよいのではないかと考えています。

さて、本題です。

まず、「死後事務」についてです。

後見人の仕事は、本人が亡くなったと同時に相続人に引き継がれますので、受任業務はこの段階で終わりとなりますし、その後の報酬はありません。しかし、被後見人の多くの方は、親族とは疎遠な状態にありますので、亡くなったあとのご遺体の搬送、葬儀の手続きなどは相続人にかけているのが難しいのが現状です。また納骨ができなく、後見人が一時的に自宅で遺骨を預かっていることもあります。

親族がいれば、事前に葬儀等の打ちあわせは可能ですが、身寄りのない人にとっては難しいことです。現在の民法では「応急処分義務(民法 874 条)」「事務管理(民法 674 条)」の解釈として、後見人がその仕事をする事ができるのは救いですが、実務上これは相続人(親族)と相談することが望ましいとなっています。残念なことは、後見人としてこのことを理解しないで受任している方もいるようです。後見人として受任した際には、その人の最期の手続きまで面倒みることを理解して受けるべきと考えますし、何らかの事前の対応は、本人の関係者で行っていることが大変重要だと考えています。

次は、「医療同意」です。

入院等になった際、病院側から「医療同意」を求められます。これは、医療側が責任を負いたくないための措置です。しかし認知症のように判断能力のない人の場合、どうしたらよいのでしょうか。一般的には親族が認知症の方に代わって、書類に署名することになっています。しかし、親族のいない人はどうでしょうか。後見人にはこの権限は与えられていません。

幸いにして、私の被後見人には現在親族がいますが、今後そのような該当者の受任をした場合は大変困ることになります。

このように、死後事務にしても、医療同意にしても、親族が不在の場合、後見人は大変な苦勞を一人で背負うことになります。後見人の生きてきた人生感や社会通念上の概念だけで押し通せるものでもありません。死後事務に関しては、被後見人が暮らしてきた地域の人や施設の方等と、医療同意に関しては医療従事者や関連のスタッフと、それに加えて後見人の生きてきた経験(人生感)が活かされものでないかと思います。つまり、後見人一人だけでなく、関わっている人々を巻き込んで取り組んでいくものだと考えます。

成年後見人制度が施行され 13 年目になりました。その間、意思疎通が困難な認知症の人だけでも 300 万人になっていますし、今後も増加します。現在被後見人は約 16 万人とされています。(最高裁判所資料)

医療同意と死後事務に関して、是非被後見人の円滑な最期になるよう、また後見人がやりやすい制度作りを行ってほしいものです。

以上